

本手帳及びテキストの一部に誤りがありましたのでお詫びするとともに、以下の通り訂正いたします。

○農産物検査手帳(P210)

【誤り】

「附則(平成二十七年三月三十日農林水産省告示第七百三十号)

平成二十六年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、大豆及びそばの銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。」

【訂正文】

「附則(平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百八十九号)

平成二十七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。」

○農産物検査員育成研修テキスト(P117)

【誤り】

「附則 1 この通知は、農産物規格規程の一部を改正する件(平成27年3月30日農林水産省告示第730号)の施行の日から施行する。(施行期日：平成27年4月29日)

2 平成26年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、大豆及びそばの銘柄については、この通知の施行後も、なお従前の例による。」

【訂正文】

「附則 1 この通知は、農産物規格規程の一部を改正する件(平成28年3月31日農林水産省告示第889号)の施行の日から施行する。

2 平成27年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄については、この通知の施行後も、なお従前の例による。」